

## 組合員証等の廃止に伴う福祉事業の取扱いについて

現在、契約宿泊施設を利用する際や人間ドック等を受診する際は、組合員証または被扶養者証（以下「組合員証等」という）をご提示いただいているところですが、健康保険証（組合員証等）とマイナンバーカードの一体化に伴い、組合員証等は令和6年12月1日をもって新規発行が終了しました。

今後、福祉事業を利用する際に提示する証明書については、次のとおりです。

### ◎ 人間ドック等受診時に提示する証明書

いずれか	(1) マイナ保険証 又は 資格確認書 (2) マイナ保険証+資格情報通知書(資格情報のお知らせ) 又は マイナ保険証+マイナポータルの資格情報画面 (3) 組合員証(最長令和7年12月1日まで使用可能)
------	---

### ◎ 施設利用時に提示する証明書

